

下野市下水道事業経営戦略(概要版)

1 下水道事業経営戦略策定の趣旨

本編 P1、P5

□ 趣旨

下水道事業は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供しており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが求められます。

本市の下水道事業は、未整備地区が残るため引き続き整備投資が必要であるとともに、将来的には更新投資が必要となります。一方、人口減少等により収入確保は困難になることが懸念されます。

こうした状況から、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むため、「経営戦略」を策定しました。

□ 計画期間

平成 31(2019)年度から平成 40(2028)年度までの 10 年間

□ 国の動向

総務省は、公営企業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、「経営戦略」を策定することを要請しています(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成 26 年 8 月 29 日付け)。

また、「経済・財政再生計画改革工程表」において、「経営戦略」の策定率を平成 32(2020)年度までに 100%とすることとされています(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)。

2 経営比較分析表を活用した現状分析

本編 P2、P6

□ 普及率

本市の平成 28 年度末の普及率は、87.6%であり、100%に向けて引き続き整備が必要です。

(普及率:行政区域内人口に対する、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の処理区域内人口の合計の割合)

□ 収益的収支(事業活動に伴って発生する収入と支出)

平成 28 年度は、どの事業も収益的収支比率が 100%を下回っており、収入で支出を賄っていません。

(公共下水道:95.4%、特定環境保全公共下水道:92.5%、農業集落排水:80.1%)

(収益的収支比率:総費用(運営に係る費用)に地方債償還金を加えた額を、総収益(下水道使用料や維持管理に係る繰入金等、運営に係る収益)でどの程度賄っているかを示す割合)

3 投資計画

本編 P3、P7

□ 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

投資について

(汚水処理)

- 平成 29 年度末における下水道の整備状況は、全体計画面積 1,444.8ha に対して 1,055.02ha が整備完了し、普及率は 76.8%となっています。平成 37(2025)年度を目標年次とし、未整備地区の整備を完了する投資を見込んでいます。
- 農業集落排水処理施設は、老朽化に伴う更新が見込まれることから、費用比較を行い、更新して維持するのではなく、公共下水道へ統合します。本計画においては 8 地区ある農業集落排水処理施設のうち 4 地区(柴南、柴南東部、姿川西部、上台)を公共下水道及び特定環境保全公共下水道へ統合する投資を見込んでいます。
- 公共下水道及び特定環境保全公共下水道は、資産の整備後の経過年数等の状況から、大規模改修や更新の必要性は低いため、投資は見込んでいません。

(浸水対策)

- 浸水対策については、仁良川地区土地区画整理地内に、雨水管渠を整備するための投資を見込んでいます。
- 雨水排水の未着手地区については、今後早急に整備を進めなければならない地区を検討し、本計画の見直しに合わせ、必要となる投資を計上します。

財源について

- 整備済地区の運営経費、及び未整備地区の投資に必要な経費の財源を見込んでいます。
- 下水道使用料については、人口減少により大きな伸びが見込めないことから、水洗化率(接続率)の向上に努め、使用料収入の確保を図っていきます。そのため、計画期間内においては接続促進を優先的に取り組む課題と捉え、使用料の改定は見込んでいません。
- 繰入金は繰出基準に基づき算定しています。
- 整備(投資)に係る財源は、補助事業については国費 5/10、下水道事業債 4.5/10、受益者負担金(雨水は一般会計繰入金)0.5/10 で、単独事業については下水道事業債 9.5/10、受益者負担金(雨水は一般会計繰入金)0.5/10 で算定しています。

□ 農業集落排水事業

投資について

- 農業集落排水事業は、施設状況を踏まえ公共下水道へ統合する方針であることから、大規模改修や更新投資は見込んでいません。

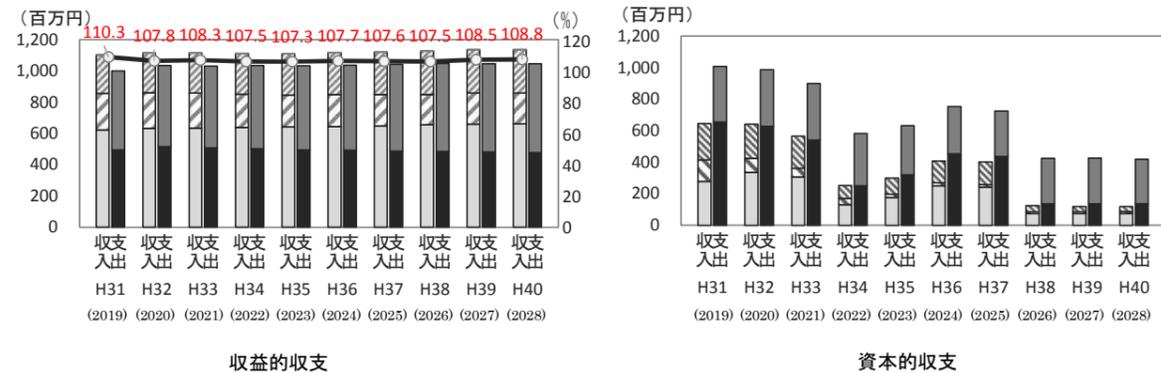
財源について

- 下水道使用料については、人口減少及び公共下水道への接続により減額が見込まれることから、水洗化率(接続率)の向上に努め、使用料収入の確保を図っていきます。そのため、計画期間内においては接続促進を優先的に取り組む課題と捉え、使用料の改定は見込んでいません。
- 繰入金は繰出基準に基づき算定しています。

- 収益的収支は、料金収入、他会計(一般会計)繰入金等により運営に係る費用を賄う計画です。
(総務省の経営戦略に関するガイドラインに則り、経常収支比率が100%以上になる計画です。)
(経常収支比率:経常収益÷経常費用×100で算出。地方公営企業法の適用により、収益的収支で賄うべき支出のうち地方債償還金が減価償却費に置き換わるなど、収益的収支比率に対して算定方法が一部変更になります。)
- 資本的収支は、水道事業同様、収入不足が生じますが、収益的収支の利益や非現金支出である減価償却費等の財源により補てんすることで賄うことが可能となる計画です。

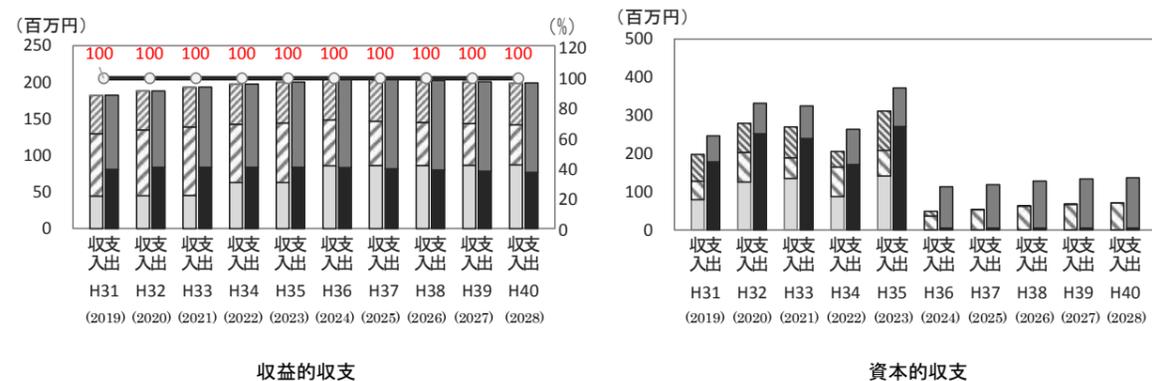
□ 公共下水道事業

収益的収支は、経常収支比率が100%を超える見込みです。資本的収支は、平成33(2021)年度までは建設投資が比較的多いため、繰入金も多く必要になる見込みです。



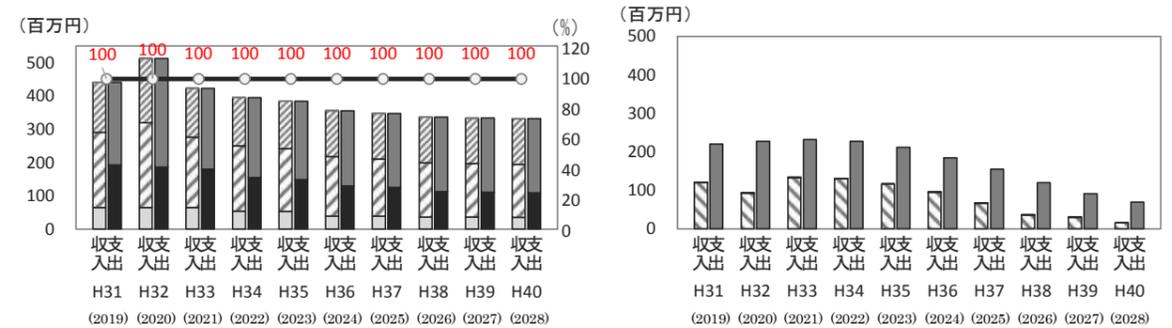
□ 特定環境保全公共下水道事業

収益的収支は、経常収支比率が100%となる見込みですが、他会計繰入金の割合が多いことから、今後も費用の低減とともに水洗化率の向上に取り組めます。資本的収支は、平成36(2024)年度以降は建設投資を行わないため支出が減少しますが、企業債償還金のため一定の他会計繰入金が必要になる見込みです。



□ 農業集落排水事業

収益的収支は、経常収支比率が100%となる見込みですが、他会計繰入金の割合が多いことから、今後も費用の低減とともに水洗化率の向上に取り組めます。資本的収支は、建設投資は行わず、企業債償還金は減少する傾向ですが、企業債償還金のための他会計繰入金が必要になる見込みです。



【凡例】(収益的収支グラフ)

- 料金収入
- その他費用
- 他会計繰入金
- 減価償却費
- 経常収支比率
- 長期前受金戻入

【凡例】(資本的収支グラフ)

- 企業債
- 建設改良費
- 他会計繰入金
- 企業債償還金
- 補助金等

- ・ 毎年度進捗管理を行います。
- ・ 実態が大きく乖離する場合はその原因を分析し、必要に応じて見直しを行います。